現行	改正 (案)	備考
京都府みどりの食料システム基本計画	京都府みどりの食料システム基本計画	
令和5年(2023年)3月	<u>策定:</u> 令和 5 年(2023 年) 3 月	
	改正:令和6年(2024年) 月	
京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町	京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町	
京都府みどりの食料システム基本計画	京都府みどりの食料システム基本計画	
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動	
の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料シス	の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料シス	
テム法」という。)第16条第1項に基づき、この基本計画を策定する。	テム法」という。)第16条第1項に基づき、この基本計画を策定する。	
1から4 (略) 5 特定区域 <sup>*</sup> の設定	1から4 (略) 5 特定区域* を定める場合における当該特定区域の区域及び当該 特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事	特定区域の設定に係る改正
	業活動の内容	
特定区域の設定により地域のモデル的な取組を創出し、府内での展開や		
拡大を推進することとしており、今後、市町村との協議に基づき定めてい		
<u>&lt;.</u>		
	別紙のとおりとする。	
※特定区域:地域ぐるみで行われる環境負荷低減事業活動を促進する区	※特定区域:地域ぐるみで行われる環境負荷低減事業活動を促進する区	
域	域	
6 から 9 (略)	6から9 (略)	
用語説明 (略)	用語説明 (略)	